

国府津第 1 区 地区防災計画

1 はじめに

関東大震災から約 100 年経ち、小田原でも、いつ起きてもおかしくない状況です。

国府津第 1 区は、大磯丘陵の台脚部に位置し、西に森戸川、南に海岸線がありますが、高台のため、洪水や津波・高潮の影響は受けませんが、地震と土砂災害の影響を受ける地区になります。（細部は、パンフレット「わたしたちのまちの防災を知ろう」参照）

これまでの大規模災害では、発災直後に公助（消防・救急等）がうまく機能していない教訓から、自助・共助の重要性が高まっており、今回、地震などが発生した場合に、地区でどのようにするのかを定めるため、地区防災計画を作成することとしました。

2 計画の対象とする災害と範囲

(1) 対象とする災害

地震（大正型関東地震を想定）、土砂災害（大雨及び地震）

(2) 対象とする範囲

小田原市国府津第 1 区自治会

3 災害発生時の住民の行動

3-1 地震

- (1) 最初の大きな揺れは約 1 分、まずは自分の身を守る。テーブル等の下に入る等。
- (2) 揺れが収まったら（約 2～3 分）家族と火の元の確認。出火したら素早く消火。
- (3) 火の始末等の後（約 5 分）災害情報・避難情報を入手（防災メール・ナビ等）。
- (4) 震度 6 以上の場合一時避難場所に行く。家に損害がない場合も代表者は行く。
この際、家を出るために、近くのドアや窓を開け、避難口を確保しておく。
- (5) 一時避難場所では、安否・被災状況等を報告するとともに、責任者の指示により、消火、救助・救出、要配慮者の支援活動などをできる範囲で行う。
- (6) 広域避難所が開設されたら、自宅に大きな損害があった住民で、避難所へ避難を希望する場合、なるべくまとまって移動する。
在宅避難をする場合は、その旨、一時避難場所責任者等に報告する。

3-2 土砂災害

- (1) 土砂災害の危険が迫ったら、ためらわずに避難する。
「土砂災害警戒警報による避難指示」が発出された場合、住民は、崖崩れ等の「兆候」を観察し、「危ないと感じたら」前羽小学校や安楽院などの避難場所へ早めに避難開始。

4 自主防災組織の編成及び任務分担

- (1) 自治会役員及び組長を主体に組織する。
- (2) 災害発生時は、それ以外の住民も積極的に協力する。

防災本部長	自治会長	全体の統括
防災副部長	自治会副会長	本部長の補佐
防災リーダー	防災リーダー	防災訓練の実施 救出活動の指揮・統制
防災対策部員	上記以外の自治会役員	救出活動の実施
避難誘導員	組長	被害状況の報告及び住民の避難誘導
要配慮者担当	民生委員・ボランティア	要配慮者の安否確認ほか

5 情報の収集伝達対策

- (1) 被害状況等を把握し、連合災害対策本部及び防災機関等へ連絡する。
連絡する手段がない場合、広域避難所へ連絡へ行くとともに、情報収集へ適任者が行く。
- (2) 可能な範囲で二次災害防止の呼びかけをする。
- (3) 生活に関する情報を入手した場合掲示板に掲示する。(パンフレットに記載)

6 出火防止及び初期消火対策

大規模地震時においては、火災の発生が被害を大きくする主な原因であるので、出火防止と初期消火のパンフレットを作成し半年に一回程度の頻度で回覧し、徹底を図る。

- (1) 出火防止
 - ア 石油ストーブ、ガス器具等の火気使用器具の点検整備と、その周辺の整理整頓
 - イ 耐震自動消火装置付石油ストーブの普及・啓発
 - ウ 石油類、ベンジンなど危険物類の安全管理
 - エ 避難時の電気ブレーカーの遮断
 - オ その他建物等の落下、倒壊危険個所の確認
- (2) 初期消火
 - ア 家庭における消火器、水バケツの設置
 - イ 街頭消火器の設置場所の確認
 - ウ できる範囲での消火活動の実践

7 一時避難場所の運営

- ア 地域内に指定するすべての一時避難場所には、必ず責任者を配置し、避難状況

等の把握に努める。(この責任者の名称を「一時避難場所責任者」とする)

- イ 住民の一時避難については、必ずしも指定する一時避難場所とは限らないため(車の中、自宅の庭先等)、一時避難場所に行かない方は、必ず一時避難場所責任者へ避難先等の情報を報告するよう、日頃よりパンフレットにより、周知徹底を図る。

8 救出救護対策

可能な限り、以下を実施する。

(1) 救出救護活動

建物の倒壊、落下物等により、救出、救護を必要とする者がでた時は、自主防災組織や市で備えている防災資機材等を使って直ちに救出活動を行う。また、救護活動も併せて実施する。

(2) 医療機関への搬送

対応可能な住人は、被災者に応急処置をした後、市が設置する仮設救護所へ搬送するが、負傷程度によっては付近の病院、医院への搬送も考える。

(3) 負傷者の救出救護が自主防災組織では困難な場合、連合災害対策本部や防災機関等に救助を求める。

9 災害時要援護者対策

自治会長が市から配布される避難行動要支援者名簿に記載されている住人の状況を適任者に指示して確認し支援する。

10 避難対策

【避難所の定義】

一時避難場所：震度 6 以上の時の一時避難に使用する。

広域避難所：自宅が倒壊した場合や自宅にすることが危険と住人が判断した場合に避難する場所。風水害等、地震以外では、住人個々人で判断し使用する。

(1) 避難の勧告・指示

ア 市災害対策本部長（市長）からの避難勧告・指示が発令されたとき（住民への周知は、防災行政用無線、広報車、電話、ラジオ、テレビ等による）は、自主防災組織の防災本部長（自治会長）は、一時避難所に避難してきた住民に、発令事項を周知し、広域避難所に避難を希望する住民を、避難誘導班または、対応可能な住民に対して避難誘導の指示を行う。

イ 火災の延焼拡大等により、危険が迫っているにもかかわらず、市災害対策本部長（市長）から避難の勧告・指示がない場合で、各住民個々人で避難の必要

があると判断した場合は、自主的な判断により避難する。ただし、避難した場合、その旨を自主防災組織の防災本部長（自治会長）連絡し、防災本部長は、連合災害対策本部に報告する。

（２） 避難誘導

ア 避難誘導班または、対応可能な住人は、自主防災組織の防災本部長(自治会長)の指示に従い、住民を一時避難場所から広域避難所へ避難させる。

イ 避難誘導する場合は、必要に応じて拡声器等を用いて、避難する人員を確かめるとともに、災害時要援護者に配慮し避難する。、必要に応じて避難誘導旗等を目印にして避難する。

（３） 避難路の確認

ア 自治会の各一時避難場所等から広域避難所までの避難路を、あらかじめ二つ以上決めておき、状況に応じた避難経路を選択する。

イ また、避難路の選定にあたっては、その経路を事前に調査し、日頃から歩いて危険箇所等の有無を確認しておく。

（４） 避難経路

避難路は JR 線路の山側、ただし通行不能の場合は、国道 1 号線とする。、避難経路については、事前に地域住民に周知しておく。

11 給食給水対策

（１） 家庭では、食糧（米、缶詰等）、飲料水（一日一人 3 ㍓を目安）等を 7 日分を目安に備蓄し、避難する時は備蓄品を携行する。（パンフレットに記載）

（２） 防災機関の救助活動が開始された場合は、その救援物資や飲料水等の受入れや配分について協力する。

12 衛生対策

災害時において、各家庭の便所は使用不能となることが考えられるので、その場合の排泄物、ごみ等の対策を検討し処理計画を確立する。

（１） 家庭での水洗便所が使用不可能となった場合の対策をパンフレットに記載。

（２） ごみの分別を徹底し、ごみ処理や消毒の実施など環境衛生を図る。

（３） 市による消毒作業の協力をする。

1 3 警備対策

災害おける周辺地域の状況(津波・河川・崖崩れ等)を危険がない範囲で把握し、報告すべきことがあれば、可能な限り防災対策本部に報告するとともに、パニック及び流言飛語の防止並びに防犯警備に留意する。

1 4 防災資機材の備蓄及び管理

防災資機材の備蓄及び管理については、計画的に実施し、特に動力機器を伴う資機材については、定期的に点検を行い、常に稼動できる状況を保つ。

定期点検は、健民祭に合わせて実施する。

防災資器材リスト

大分類	品名	数量	備考	大分類	品名	数量	備考	
消火用具類	三角バケツ	4		照明用具類	カンテラ			
	バケツ	2			懐中電灯			
	消火器				ローソク			
	消防ポンプ			炊飯用具類	釜			
救出救助用具類	ロープ	2			かまど			
	スコップ	3			食器			
	のこぎり				炊飯袋			
	つるはし			情報関係用具類				
	なた				ハンドマイク	1		
	ナイフ類				メガホン			
	ハンマー				ラジオ			
	バール				トランシーバー	2		
	ジャッキ				デジタル無線機	2		
	チェーンソー	1		医薬品				
担架			救急セット		1			
はしご			安全用具類					
脚立(2連)	1			ヘルメット	5			
番線切り				防火ずきん				
ペンチ				腕章				
運搬用具類	掛矢	2		飲料水用具類				
	金てこ	1			ポリ容器	3		
	チェーンブロック				浄水機			
	電気器具類	リヤカー				ろ水機		
		一輪車	1			飲料水ポリ袋	1	
電気器具類				アイスボックス	1			
	発電機	1		その他				
	コードリール				毛布			
	投光機				テント	2		
					防水シート	2		
					防災シート	4		
			組立式簡易トイレ					
			防災倉庫(金属製)	1				

15 防災訓練

地震等の災害の発生に備えて、次の訓練を実施する。

(1) 訓練の種類

訓練は、個別訓練及び総合訓練とする。

(2) 個別訓練(小田原市いっせい防災訓練で行う。自治会独自では行わない)

ア 情報収集受伝達訓練

イ 消火訓練

ウ 救出救護訓練

エ 避難誘導訓練

オ 給食訓練

- カ 給水訓練
 - キ 地震動体験訓練
 - ク 煙体験訓練
 - ケ その他、各地域に必要とする訓練
- (3) 総合訓練
総合訓練は、小田原市いっせい防災訓練とする。

1.6 防災知識の啓発活動

- (1) 啓発事項
- ア 自主防災組織及び防災計画に関すること。
 - イ 地震、火災、風水害等の知識に関すること。
 - ウ 地域周辺の地形や施設（例えば、広域避難所や一時避難場所）等に関すること。
 - エ 家庭の防災知識に関すること。
 - オ その他防災に関すること。
- (2) 啓発方法
- ア 広報紙、パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布
 - イ 防災訓練、防災教室、講演会、映画(ビデオ)会等の開催
 - ウ 家庭内におけるパンフレット等の掲示
- (3) 実施時期
- ア 総会、組長会議の時。
 - イ 地域の避難訓練の時
 - ウ 半年に一回程度、国府津第1区で作成した防災パンフレットを回覧
 - エ 市からの啓発資料の配布や回覧

わたしたちのまちの防災を知ろう【国府津第1区】

まずは知ることから。私たちの地域の特徴と災害リスク

国府津1区は、駅に近く、高台で見晴らしの良い住宅地ですが、災害のリスクも抱えています。いざという時に備え、地域の特徴と災害リスクを正しく理解しておきましょう。

この地域で想定される災害

土砂災害：地域には土砂災害警戒区域が含まれています！

自宅が土砂災害警戒区域に含まれているか、

ハザードマップで確認しましょう。



地震：震度6強～7の強い揺れを想定

この地域では、大正型関東地震と同規模の地震が発生した場合、震度6強、一部では震度7の非常に強い揺れが想定されています。

震度分布図で確認しましょう。

国府津第1区は、道が狭く、災害発生時の車両の移動に制限を受けやすい。

*消防車がすぐには来られない、物資の確保が困難

津波：津波による浸水の影響はほぼ受けない

国府津1区は高台にあり、防潮堤や西湘バイパスの効果も期待できるため、想定される最大の津波（相模トラフ沿いの海溝型地震 M8.7）が発生した場合でも、津波による浸水の影響はほぼ受けないと予測されています。

国府津第1区自治会ホームページの防災へのリンクです。

このパンフレットの内容の詳細が記載されている

資料へのリンクがあります。



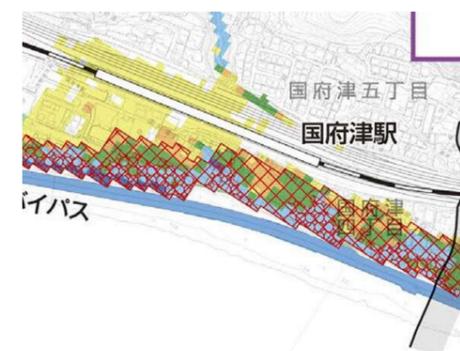
土砂災害ハザードマップ 自宅を確認



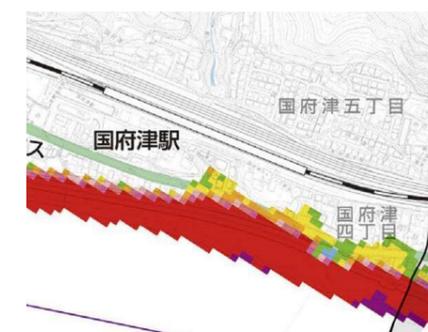
震度分布図 ほぼ震度6強 一部震度7 (大正型関東地震と同規模の地震発生時)



高潮ハザードマップ ほぼ影響なし



津波ハザードマップ 影響なし



いざという時、どう動く？災害発生時の行動と日頃の備え

土砂災害の危険が迫ったら、ためらわずに避難！

「土砂災害警戒警報による避難指示」が発出された場合、住民は、崖崩れ等の「兆候」を観察し、「危ないと感じたら」前羽小学校や安楽院などの避難場所へ早めに避難を開始。



地震発生！まずやるべきこと

身を守る！

火の始末！

出口を確保！



震度6以上の地震が発生したら「一時避難場所」へ！

一時避難場所は、駅上公園と防災倉庫前です。

なぜ一時避難場所へ？

安否確認：ご近所さんの無事を確認し合います。

- * 一時避難場所に行かない方は、安否確認のため、必ず一時避難場所責任者へ避難先等の情報を連絡してください。

情報共有：地域の被害状況（倒壊家屋、火災、負傷者など）を共有します。

助け合い：救助活動や初期消火、避難の手助けなどを地域で協力します。

広域避難所（国府津小学校）は、家にいることが困難な人が避難する場所です。

広域避難所への避難路はJR線路の山側、ただし通行不能の場合は、国道1号線を使用して下さい。必要に応じて、可能な限り自治会の防災組織が避難の誘導をします。

災害発生後生活に関する情報を入手した場合掲示板に掲示します。

日頃の備え

災害発生後の数日間を乗り切るためには、各家庭での備えが不可欠です。

備蓄の基本は「ローリングストック」：

普段から少し多めに食料や日用品を買い置きし、使った分だけ買い足していく方法です。

食料・飲料水：1週間分を目安に備えましょう。

携帯トイレ：断水時に非常に重要です。1人1日5回×7日分が目安。

カセットコンロ・ボンベ、懐中電灯、携帯ラジオ、予備バッテリー



家の中の安全対策

家具の固定：タンスや本棚、食器棚、テレビなどを固定し、転倒を防ぎましょう。

ガラスの飛散防止：窓や食器棚に飛散防止フィルムを貼りましょう。

建物の耐震化：必要に応じて専門家による耐震診断を受け、補強工事を行きましょう。市の補助金制度も活用できます。

感震ブレーカ：地震による火災の過半数は電気が原因。

地震を感知すると自動的にブレーカを落として電気を止めるものです。

小田原市では、補助金が出ます。

災害はいつ起こるかわかりません。「自分たちのまちは自分たちで守る」意識を持ち、地域で助け合える関係づくりを日頃から心がけましょう。